

産後ケア事業に係る利用条件の変更について

1 概要

本市で実施している母子を対象とした産後ケア事業について、令和4年4月から市民の自己負担額を減額するとともに、利用者の対象年齢を拡大した。また、多胎児支援の一環として多胎児加算を無料化した。

2 事業内容

- (1) 事業開始 令和2年10月
- (2) 実施類型 日帰り型、宿泊型（利用は7日まで）
- (3) 実施施設 桜町病院
- (4) 利用内容 母のケア（乳房マッサージ、育児等の相談、授乳相談等）
子のケア（授乳、沐浴、身体計測等）

3 利用条件の変更

(1) 市民の自己負担額

	令和2年～3年度	令和4年度
日帰り型 (1日)	6,000円	3,000円
宿泊型 (1泊2日)	12,000円	6,000円

※ 生活保護受給者、非課税世帯は無料

(2) 多胎児加算（双子等2人目以降の子どもが1人増えるごとに（1）に追加する加算）

	令和2年～3年度	令和4年度
日帰り型 (1日)	1,500円	無料
宿泊型 (1泊2日)	3,000円	無料

※ 令和2年～3年度まで、日帰り型を双子が利用する場合の自己負担額は1日7,500円、三つ子が利用する場合の自己負担額は1日9,000円となっていた。

(3) 利用対象者

	令和2年～3年度	令和4年度
対象年齢	生後4か月未満の母子	生後1歳未満の母子

4 利用条件変更によって期待される効果

一昨年から続くコロナの影響で、里帰り出産ができないなど産後から孤独な子育てを強いられている世帯、同じようにコロナの影響で収入が減っている世帯にとっても利用しやすい条件に変更することで、市民にとっての利便性を向上し、本事業の利用人数の増加が期待できる。

※ 参考 令和2年度及び令和3年度の利用延人数

	令和2年度	令和3年度
日帰り型	16人	45人
宿泊型	7人	52人